

令和5年度第4回東久留米市地域自立支援協議会

令和6年1月16日

【障害福祉課長】 それでは定刻になりましたので、これより始めさせていただきます。

皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。これより令和5年度第4回東久留米市地域自立支援協議会を始めさせていただきます。

本日は、松本委員より欠席の御連絡をいただいております。また、吉野委員がまだ見えておりませんが、過半数の委員の出席がございますので、本日の会議は成立しております。

それでは、お手元の資料を御確認ください。議題に入る前に、資料の確認をお願いいたします。一番上が、本日の次第でございます。続いて、資料4-1、第7期障害福祉計画・第3期障害者福祉計画（素案）に対するパブリックコメントの実施結果でございます。続きまして、資料4-2、東久留米市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（案）と書かれたものでございます。続きまして、資料4-3、東久留米特別支援学校の見学会報告。最後の資料4-4、令和5年度第1回住みよいまちづくり部会議事録でございます。

配付資料は以上になります。不足等がございましたら、挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。

続きまして、会を進めるに当たって注意事項でございます。この会では、議事録を作成いたしますので、発言の際は名前をおっしゃってから御発言いただきますようお願いいたします。御発言の際には着席のままで結構でございます。また、議事録上公開の際は、会長や委員等、職名での記載となります。

なお、本日は、協議事項（1）のため、計画策定支援を委託している株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所の國分がオブザーバー参加しております。

それでは、ここからの進行は会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【会長】 それでは、また本年もよろしくお願いいたします。

まず、傍聴者について確認したいと思います。傍聴の希望の方、いらっしゃいますでしょうか。

【障害福祉課長】 本日は、傍聴の方は今のところいらっしゃいません。

【会長】 ありがとうございます。もしこの後いらっしゃるようでしたら、事務局に確認してもらった上でお認めしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それでは、進めさせていただきます。

本日は、終了が15時30分と聞いておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

まず次第の1番、協議事項です。「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について」、まず資料4-1、パブリックコメントの実施結果について事務局より説明をお願いいたします。

【管理係長】 まず、お配りしております資料4-1を御覧ください。こちらは、令和5年12月4日から令和5年12月25日まで東久留米市におきまして実施しました計画に関するパブリックコメントの実施結果になります。

今こちらでお配りしている資料は、まだ決裁前の段階のものとなりますので、一部、こちらをそのまま回答として公表するものでないことだけ御承知おきください。

結果といたしましては、意見提出者の方が8名いらっしゃいました。この中で意見数は21件となっております。こちらの意見数も、今後調整によって意見がまた変わる可能性がありますので、こちらも御承知おきください。

こちらの御意見をいただいた中で、順番に御紹介させていただきますと、まず1ページ目の①といたしまして、青年・成人期の余暇活動についてという形で、8件御意見をいただいております。こちらは、8名いらっしゃった中で8件という形で、いずれの方も余暇活動について御意見をいただいたというところでございます。内容につきましては、そのまま掲載しているわけではなくて、一部抜粋というか、要約して掲載しているところがございます。全て読み上げてしまうと時間もかかってしまいますので、「ご意見の概要」としては御参照いただきまして、この「ご意見に対する市の考え方」としまして右欄に示してございます。

基本的には、青年・成人期の余暇活動の支援というところで、法定の事業として現在実施されていないというところがございまして、国の指針におきましても記載を求められているところではございません。一方で、本市におきましては、障害福祉計画につきまして地域自立支援協議会で協議することとしておりまして、当協議会におきまして、余暇活動の支援は、生涯学習的な側面からの交流の場づくりとすべき、また親の就労保障という側面からの支援に軸足を置くべき等、様々な御意見をいただいております。また、事業

として行う際の捉えられ方も様々といった状況であったことから、現在、コラムのような形での位置づけとなっております。また、青年・成人期の余暇活動支援が制度化されていない現状につきましては、余暇活動に対する事業ということでございますから、福祉サービスとしての給付の対象としては現時点ではなっておりません。また、その担い手の確保とか事業の立ち上げというところは、なかなか市としても難しいと認識しているところでございます。こうしたことから、市長会を通じまして、青年・成人期の余暇活動に関する支援につきまして、東京都へ補助の拡充を求める要望を行っております。

市の状況といたしましては、今現在も、計画の案に記載しておりますとおり、令和元年度より余暇活動に関する支援を提供する事業者様に対しまして、活動の場としてさいわい福祉センターの施設貸出を行っております。また、従来さいわい福祉センターにおいて実施しておりますさをり織り講座やリズム体操のほか、生涯学習に関する事業として障害者青年教室「ひばり学級」を生涯学習課のほうで開催しているところでございます。

今後の取組といたしましては、さいわい福祉センターさんで今、週1日、施設の貸出しを行っているところですが、そちらの日数の増加を来年度から検討しているところです。また、新たな活動の場の確保も、こちらで今鋭意考えているところです。

余暇活動につきましては、生涯学習的な側面とか、またこれから市として整備していくことを予定しております地域生活支援拠点の考え方も踏まえまして、またさいわい福祉センターめるくまー等の地域活動支援センター事業とか移動支援事業、日中一時支援事業など、現在実施しております事業の活用も含めまして、こちらの地域自立支援協議会のほうで調査研究を行ってまいりたいという形で記載してございます。

こちらは、地域自立支援協議会で、具体的に来年度以降となってしまうかと思うのですが、検討を進めていくに当たりまして、できれば部会をつくるという方向でやっていきたいと考えているのですが、その中で既存の部会を活用していくのか、また新たに余暇活動の部会というところにつくっていくのかというところでちょっと皆様に一度御意見をお伺いしたくて、この場でもし御意見等あれば、御意見をいただいてもよろしいでしょうか。

**【会長】** ありがとうございます。という今の事務局からの説明でしたけれども、何か御意見等おありの委員がいらっしゃいましたら御発言ください。

委員、お願いいたします。

**【委員】** 何か、うろ覚えなのですが、以前にこの話が出たときに、私は研究者として、この余暇活動に関しては少なくとも東京23区も全部調べ

ていますので、人数であるとか、お金であるとか、そういったものはもうある意味、調べなくても調べてありますので、すぐ出せます、御協力できると思いますよという話をさせていただきましたが、青年余暇活動に関しましては、墨田区が戦後間もなく1950年ぐらいから始めていて、非常に長い歴史を持っています。私自身も中央区の青年学級というものにずっと携わっている中で、幾つかポイントになるところをまずお話しさせていただいて、今投げかけられた質問に対しての御回答をさせていただきたいと思います。

まず、行政がやるかやらないかというポイントについては、これは研究した結果としての意見として聞いていただければと思いますが、これは恐らく行政がやらないと続かないです。これまでにあまた、幾つかの民間の方々が御協力の中で立ち上げてやっていますけれども、最終的には大体シュリンクして、なくなっています。だんだん規模が小さくなって、できなくなってという形になっています。

様々な先行研究や先行の研究者の方々も、これは行政が地域としてしっかりと守っていくんだという形を取らないと成り立っていかないということ、それから、書いてあるとおりのことなのですが、特別支援学校を卒業した後の活動の場というのはまず提供されていないので、ポンと外に放り出されてしまうという状況は昔も今も変わらないというところでございます。

行政側としましては、一つ大きな問題点は、どこが管轄するかというところですが、もう既にこちらのところでやると言っているところなので、この方はやるのかなというところですが、23区で申し上げますと、もともと福祉関係のほうで扱っていたものが、時代の変遷とともに生涯学習という意味づけで、役場でいえば教育分野のほうで扱うという形になっているところもあります。だから、これは市としてどのように考えるかによって、どこの課が責任を持つかということによると思いますので、福祉系のところが持つから悪いとかいいとかということではないのですが、やるなら、決まったところでちゃんとやっていただきたいと。くどいようですが、23区ばらばらです。福祉のほうでやっているところもあれば、生涯学習のほうでやっているところもあります。ただ、トレンドとしては、生涯学習のほうのmatterで行っているというのがトレンドです。

ちなみに申し上げますと、東京都以外の名古屋、大阪のほうも研究していますけれども、行政府のほうでは一切扱っていません。やっていません。有志が細々と立ち上げている。ただ、やっていないというのはちょっと乱暴な言い方でして、それに対する補助金を出すということについてはやっています。でも、ある意味、スポットといいますか、出されたら審査をして出すという立てつけ

になっています。

部会を立ち上げるかどうかという御質問ですけれども、どちらでもいいと思いますが、ある程度もう情報は集まっていますので、何を検討するのかというところにもよると思いますけれども、情報はありますということをお伝えして、終わりにしたいと思います。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

関連して御発言の委員はいらっしゃいますか。

先ほどの、何を部会で決めるかということについては、いかがでしょうか。

【管理係長】 まず、東久留米市の現状としまして、民間の事業所さんが今2か所行っていただいている状況があるのですけれども、そういう状況の中で、今後どういった形で東久留米市としてやっていくのがいいのかというところをちょっと話合っていければというところで考えております。

今御意見いただきましたように、生涯学習という側面が強いということであれば、生涯学習課のほうの御意見も聞きながらという形で進められればとは思いますが、まず東久留米市といった状況の中でどういった形でやっていくのが適切なのかというところで御意見をいただきたいというところです。

あくまで私見としましては、今、子ども部会のほうで放課後等デイサービスのお話とかをしていただいているかと思うのですけれども、その先の中で必要になってくることかなというところもありまして、そちらでやっていただくことも一つかなと思うのですが、いかがでしょうかというところです。

【会長】 委員、お願いします。

【委員】 私もちょうと漠然と、もし現状のままとしたら子ども部会なのかなと思ってはいるのですけれども、この文章にあるように、移動支援とか日中一時の事業所の活用という言葉があることを考えると、そちらの事業所の参加もありなのかなとか思ったり、もし子ども部会でやるのだとしたら、またメンバーを少し検討しなくてはいけないのかなとは思っています。

【会長】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。お願いします。

【委員】 何度もすみません。23区の余暇活動に関しては、基本的にその会場に来られるというのが結構前提になっているのですよ。でも、これを読むと、重いダウン症であるとか、重度とあるので、少し、何をそもそもやるのか、誰を対象にするのかというのをちゃんと決めないと、まずいというか、議論が先に進まないと思います。もう一度言いますが、23区の余暇活動に関しては、基本、どの区もその会場まで自力で来られるというのが前提にな

っていますので、書かれているような要望を満たすとすると、また違う議論が必要となってくるのかなと思います。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。お願いします。

【委員】 文章、この意見のほうの内容からすると、今おっしゃったように障害の重い人たちということになるし、現状、今の放課後等デイサービスがどういう状況になっているのかな、どういう利用の仕方をしているのかなというのをちゃんと解析していかないと、難しい部分も出てくるのかなと。就労ということと、成人期でも余暇活動、いろいろな経験をしたいということと、二つが両立するのというのはなかなか難しいので、ただ、そういう意味で今現状はどうなっているのかということ調べる必要があるということと、あと、今後、報酬改定の中で生活介護とかが割と時間単位で介護保険と同じような形になっていく中で、どのように国が方向性を考えているのかと、親の就労保障というのは、親が働くということに関しては随分前から動いているので、多分、障害が重い軽いに関係なく、働く環境づくりというのは整備していかなくてはいけないのだろうなど。それと報酬の中の考え方がどうリンクするのかということも分析しながらやる必要があるかなと思うのですが、今現状はどうなっているのかというのはちょっと調べていく必要があるかなと思います。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

ほかに御意見がおありの委員はいらっしゃるでしょうか。お願いします。

【委員】 余暇活動ということで、これは、余暇活動に対するニーズがあるということは、多くの方が意見を出されていまして、間違いないと思うのですが、余暇活動というものは日中活動にちょっと似ているという性格もあるかと思うのですが、日中活動の中で余暇活動をやるというのは可能なかどうかというところが一つあると思います。そういうニーズに適応した日中活動をやる事業所などができていくような流れにまたなって、こういう問題をといますか、ニーズを満たしていくという、部会の中で検討していくというのはいいことだと思うのですが、そういう方向性というものもあるものかどうかというのを、総合支援法上どのように考えたらいいかということもちょっと教えていただければと思いますけれども。

【会長】 もしお分かりになることがあれば、お願いします。

【管理係長】 先ほど委員からも御意見をいただいたところなのですが、ただ、国とか東京都の方向性ですと、生活介護就労支援B型の時間数を延

ばして、そこで対応しようという方向性も一定あるのかなというところです。

それに対応する事業所様にはその報酬加算というところに対応されるということかとは思いますが、あとは事業所さんのほうも、今はかなり人材的にも苦しいというところで、なかなか長時間開設していただくということも厳しい部分もありますので、そういう可能性も含めて、あとは、こちらにも記載しておりますとおり、移動支援、日中一時支援というところの活用をどうしていくかということも含めまして、あとはその対象者の方ですが、いきなり重度の方というとなかなか難しい可能性はあるのですけれども、こういった対象の方をまず優先して取り組んでいくのかということも含めて議論できたらと考えているところです。

以上です。

【会長】       ありがとうございました。

関連して御発言はありますか。お願いいたします。

【委員】       子ども部会という話もありましたけれども、すごく漠然としていて、対象がどうなのかとか、今現在、かるがもとか、うちの法人でやっている青年余暇のことをイメージすると、重度が対象なのです。だけれども、ひばり学級とかは、さっきおっしゃったように、来られる人がという条件だと、なかなか行かれる人も少ないしというので、それを全部、部会で一からというのは、あまりにも、何をどうしていいかわからないというところがあって、事務局とかでもう少し詰めてからの動きではないかなというの思います。

【会長】       ありがとうございます。

すみません、私が先に確認しなかったのですが、今日結論を出せということではないようなので、御意見を自由に出していただいて、事務局の検討材料にしてもらうのがいいかなと考えますが、委員、お願いします。

【委員】       今、その対象がどうということも、障害の状況の対象もいろいろあると思うのですが、余暇というのは、その人それぞれの楽しみ方があるので、一概に、ではこの内容でやりましようと言ってやるものではないので、本人から考えると、動きがあるほうがいいという人もいるだろうし、静かに過ごしたいという人もいると、その選択ができるような感じの余暇は必要なのではないかなと。

うちの東久留米などを考えると、重度・中度・軽度という形でいると、軽度の子たちは、もう自分で遊びに行ける。でも、自分で遊びに行けるのだけれども、その中で必要とする余暇とは何なのだろうというのもまた一方であると思うのですが、自分で動かない、動けない方たちとなってくると、では移動手段をどうするか、それプラス、ではやりたいことというのはいろいろなことが

あると思うので、この場所を借りたからこれでいいとか、そういう余暇ではないのかなというの、理想になってしまうかもしれないですけども、余暇の過ごし方というのも選択できるというのが大事かなと。本人を大事に、中心に考えると、そこを見落としてはいけない。だから、やることありきではなくて、どういうものをこちらが提供できるのかという手段などもちょっと考えていかなければいけないのかなということを思いました。

【会長】 ありがとうございます。

関連して御発言がおありの委員がいらっしゃいましたら、お願いします。委員、お願いします。

【委員】 この青年余暇活動について8件パブリックコメントがあったということは、真摯に受け止めていただきたいなと思います。重度のお子さんは、本当に一人でどこか休みの日に遊びに行ったりということができないお子さんなわけですから、どうしても誰かの手を借りて余暇活動に行くという、親もそれを望んでいるので、この青年余暇活動について、第5期からずっとコラム扱いなわけで、そろそろちゃんと真剣に考えてほしい時期に来ているのかなと思います。

【会長】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。お願いします。

【委員】 さいわい福祉センターでも日中一時支援をやっています。どうしても定員8人という状況があったり、あとは今、放課後等デイサービスという制度ができて、学齢期の方は、すごく保護者も助かっているような実情でもあると思うのですけれども、その卒業後の受皿は、どうしても箱が必要であったりとか、人的支援というところになってしまうと、そういった予算とかで、どうしてもお金がかかってしまうという部分が課題になってくるのではないかなというところだと思います。必要としているニーズはあるのですけれども、実際そこがクリアできないと、実現できる方法というのは難しいのではないかなというところ。そこをどう考えるかだと思いますけれども、しっかりそこに予算がつくのかとか、市独自の多分、法令は制度としてありますけれども、法令に近いような社会人バージョンというものができたとしたら、それなりに費用というのはかかってくるのではないかなというところがクリアできないと難しいのかなと、今のところはちょっと考えているところです。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

今、様々な御意見をいただいたものを事務局で検討してもらって、今後の案

文としては、次回以降にまたもう少し具体的な提案をしていただけると理解すればいいでしょうか。

【管理係長】 今いろいろ御意見をいただきましたものは、最後に委員からも予算的などころもお話しただいたというところもありますので、次回は3月に自立支援協議会を予定してございますので、そこで改めてもう少し詳しい御提案をできたらというところで考えております。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

これは、この後、続きの説明がありますか。

では、続きの説明を事務局からお願いしたいと思います。

【管理係長】 すみません、5ページを御覧ください。アンケート・ヒアリングについてということで4件いただいております。こちらは、回答のほうを御参照いただければと思います。

3番、市内事業所及び福祉人材の不足ということで6ページに記載しているところなのですけれども、こちらは、短期入所とグループホームにつきましては、計画書に記載のと通りの回答となっております。

また、事業所運営に関する支援に関しましては、国の令和6年度障害福祉サービス等報酬改定におきまして、「持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し」として方向性が示されております。職員の方の処遇改善等を含む人材確保策や、サービス提供事業者の事務手続の標準化・簡素化等の効率化等の方向性が示されているところでございます。また、東京都としても様々な支援を行っているところでありますので、そちらの情報提供を図っていきますというところで回答しております。

また、福祉人材の不足によりまして利用者の需要に対応できない状況というところで、計画におきましても見込み量の確保に向けての方策としまして、事業所様と連携しての人材確保について記載しております。現在実施しております「しごとフェア」は、昨年度4名が就職されたというところがございまして、またそちらの充実を図っていき、引き続き人材確保の方策について検討してまいりますという記載となっております。

また、4番、障害福祉サービス等の利用についてということで2件いただいております。こちらも現在、市の障害福祉課、さいわい福祉センター、地域生活支援センターめぐるくまーる、また市内各相談支援事業所様にて相談に応じているところでございます。また、令和8年度末までに、基幹相談支援センターの設置を進めるという形で計画にも記載しておりますので、その中でサービスの利用に関しましては丁寧に行っていくという回答となっております。

7 ページの 5 番、障害への理解についてというところでございます。こちらは、医療機関に対するところになりますので、こちらはこの回答を御参照いただければと思います。

6 番としまして、パブリックコメントの募集方法についてという御意見です。こちらかなり計画自体にボリュームがあるというところでの御意見だったのですけれども、こちら全体を御覧いただく中で御意見をいただきたいというところと、今後のパブリックコメントの方法につきましては、研究していきますという形の回答となっております。

続きまして、8 ページです。成年後見制度支援事業についてですけれども、本計画に記載しております成年後見制度利用支援に関しましては、判断に支援を要する知的障害又は精神障害のある方におきまして、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市長が代わりに行うという状況にある場合に、市長申立てを行った件数となっております。こちら、東久留米市におきまして中心的に活動していただいております社会福祉協議会様と連携しながら、制度利用を推進しますという形の回答となっております。

また、最後は、災害時支援、強度行動障害のある障害者の方への支援、虐待についてというところで御意見をいただいております。災害時支援に関しましては、現在、住みよいまちづくり部会のほうで検討を進めているところでございます。また、防災担当部署におきましても、避難行動要支援者の個別避難計画の作成につきまして検討を進めているところでございます。災害時の備えにつきましては、様々な機会を通じて、周知啓発に努めるという形で回答しております。

また、強度行動障害を有する方への支援に関しましては、計画に記載のと通りの支援となっております。

また、虐待防止に関しましては、市の障害福祉課が虐待防止センターとなっておりますので、中心になって再発の防止等に取り組むとともに、基幹相談支援センターの役割としまして、虐待防止ということが重要な点となっておりますので、そちらも含め、今後検討を進めていきたいと考えているところでございます。

パブリックコメントの回答につきましては以上となります。

**【会長】** ありがとうございます。

では、ただいま説明がありましたパブリックコメント全般についての御質問や御意見等がおありの委員がいらっしゃいましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、資料 4 - 2 の第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画（案）

についての協議に進みたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

【管理係長】 前回、パブリックコメントを実施させていただく前に、委員の皆様には素案をお配りさせていただいたところになりまして、そちらから変更点につきまして説明をさせていただければと思います。

まず24ページを御覧ください。こちらの右下に「地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量」という形で記載がございまして、パブリックコメント時点ではこちらは空欄になっていたところですので、こちらは東京都が定めるものになっておりまして、東京都から12月中旬に通知が参りましたので、そちらをそのまま記載している形となっております。

1枚めくっていただいて、25ページの地域生活支援の充実というところですが、こちらの最後の2行目から、「併せて必要に応じ、強度行動障害等を有する重度障害のある人の受入れが可能な事業所の確保に努めます」という一文を追加しております。こちらは、東京都のほうで事業所開設の際の補助の条件として、市として重度障害のある方に対する施設が必要だという形での記載が、もしかしたら福祉計画のほうで記載が要件となるという通知がございましたところから、今後、市として重度の方への支援がまだ不足している部分があるというところで、事業者様への補助の要件として記載を追加したところがございます。

続きまして、40ページを御覧ください。基幹相談支援センター機能強化事業というところになりまして、こちらは地域生活支援事業の一つとなっております。こちらは、東久留米市の障害福祉課に精神保健福祉士を配置していますというところで、今活用している事業になるのですが、こちらは前回の記載では機能として実施というところと、第7期は「検討」という形での記載になっていたのですが、こちらですと今現在も実際に実施しているところでありますので、こちらは「実施」という記載に直しております。令和7年度以降につきましては、実際の基幹相談支援センターを設置する中でまたこちらの事業の取扱いということを検討していければと考えております。

続きまして、56ページ以降は資料編となっております。こちらは前回の自立支援協議会でお配りした資料の中ではなかった資料になりますので、この会では初めてお配りしているものになります。パブリックコメントの前の資料にはこちらも追加してあったかと思うのですが、56ページの下の方、パブリックコメントの実施というところで、意見提出8人というところを追加しております。

また、93ページに市内施設一覧という欄がございまして、こちらで1事業所ですが、既に廃業した事業所様が1件含まれておりましたので、こちらは2

件の事業所様を削除しております。

パブリックコメントから修正した点は以上になります。

全体として御覧いただく中で、前回以降、御質問とか御意見とかというところがございましたら、この場でいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【会長】 事務局から説明がありましたが、この件について何か御質問や御意見等がおありの委員はいらっしゃいますか。御発言ください。

私から一つ、細かいですが、いいですか。先ほど25ページで、東京都からの補助の要件として、市が強度行動障害の方の支援として必要だと明記する必要があるというお話でしたが、今の文章だと、必要だと、これで大丈夫ですか。つまり、何を聞きたいかという、もっと強い表現でなくてよいのかというのが知りたいということです。今の書き方だと努力目標のように読めるのですが、いわゆる努力義務ではなく、義務だというニュアンスで、強い表現でなくていいのかを念のため確認したいのですが、これはちょっと行政の文章の書きぶりというのも恐らくあるのだろうとは思いますが、ここはいかがでしょうか。

【管理係長】 御指摘いただきましたとおり、記載につきましては、ちょっと難しい点がありまして、全てを整備できるというところがなかなか市の状況としても難しいというところがございますので、「必要に応じ」というところでの記載になっております。東京都の書き方としましては、重度障害のある方への施設整備の必要性という形での記載になっているのですが、計画全体の中で施設整備について書いているところがないということもございますので、「提供体制の確保」というところで施設整備の必要性ということの意味していると御理解いただければと思います。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。よく分かりました。

そのほか、いかがでしょうか。委員、お願いします。

【委員】 今ちょっとお話しになりました25ページの重度障害がある人の受入れが可能な事業所ということですが、重度障害というのは、区分が高いということなんでしょうか。それとも、なかなか支援が困難なのか。あるいは、こういう受入れ可能なところは全ての難しい方を受け入れないといけないのかとか、その辺りのことを教えていただければと思います。

【管理係長】 今御指摘いただきました重度というところの定義になるのですが、それが具体的にどういった方を重度という形で捉えるかというところまでの記載を求められていないところがございます。

ここの上段に書いておりますとおり、支援ニーズというところをこれから3年間の間で市としても把握していきたいと考えているところでありまして、その中でこういった区分の方に対する支援が不足しているのかとか、そういったことが分かってきたところで、その施設の整備というところを具体的にこういった施設が必要かというところも併せて考えていければと考えております。

【会長】 よろしいですか。

【委員】 もう1問、追加で、すみません。

【会長】 お願いします。

【委員】 私どもの施設でも、なかなか難しいという方が時々来られたり、そういうことになることもあるのですけれども、そういう一つの事業所でとても難しいという状況のときに、一般的には、どのように解決していく道筋があるのかなというのを教えていただければと思うのです。例えば、市のほうでも、なかなか解決が難しいような場合に、東京都とか国のほうにいろいろ支援を仰ぐような制度があるのかどうかという、その辺りをちょっと、もし分かりましたら、教えていただきたいのですが。

【管理係長】 具体的に、多分、個別の方で利用されたい事業所が見つからないような状況の場合ということでしょうか。

【委員】 いや、現在非常に難しい状況にあって、それをどうしたらいいのかという。

【管理係長】 その事業所として難しい状況であるということですか。

【委員】 はい。

【管理係長】 具体的にはどういった状況というか、どういった点で難しいという形ですか。

【委員】 過去にあった事例としては、職員に対して、言うことを聞かないという言い方があまりよくないのですけれども、非常に攻撃的に出てこられる方とか、あと、大変こだわりが強くてごみ屋敷になってしまって、職員の支援を受け入れないような方とか、そのような方という形ですけれども。

【管理係長】 すみません、お待たせしております。

個別の支援が困難な方に対する支援という形での御質問という形でお受けしたのですけれども、基本的には地域全体で考えていくことだとは思っておりますけれども、まず、例えば障害福祉課であればケースワーカーがおりますし、あと計画相談事業所さんですか、関係機関でまず連携しながら、こういった対応をしていくかというところを話し合うというところが一義的なところなのかなとは考えております。

以上でございます。

【会長】 関連して、計画について。委員、お願いします。

【委員】 内容についてお聞きしたいのが1点と、もう一つは別の視点でのお話も、50ページの医療的ケア児の件なのですけれども、ごめんなさい、私が見落としていたら申し訳ないのですが、医療的ケア児に関するものはこの部分だけですよね、内容は。

コーディネーターの配置は書かれているのですけれども、要は、なかなか初めてのことで、結構、訪問の看護師さんの関係であるとか、そういったところの連携もすごく大事だと思うので、コーディネーター3名を毎年、間違いなく置きますよというだけだと、ちょっと説明として足りないかなというのがあります。どのようにしていくのか、例えば小学校に対してどのぐらいの加配というか、あれをしていくのかといったものがもう少し書かれていると、丁寧かなということの一つ思いました。

もう一つは、これも書かれていたか分からないのですけれども、こういう計画を立てると同時に、今行っているものをしっかりと事業所を含めて見直すというか、そういう目を持つという部分でいうと、あってはならないことではあるのは当然だと思うのですが、一方でそういう制度があるというものも大事だと思っていて、先ほどのお話にもちょっと関係しているのですけれども、PVとか、そういったことを第三者もしくは独立した機関が定期的に何かヒアリングするとか、そういったことは、ごめんなさい、書かれていたら申し訳ないのですけれども、何か考えていらっしゃるのか。特段そこは、事業者様のほうに基本的にはもうお任せするというか、信用しているというスタンスなのか。2点お聞かせいただければと思います。

【障害福祉課長】 1点目の医療的ケア児に対する支援体制の部分についてお答えさせていただきます。このコーディネーターの配置人数というのは、つまりこの国の指針に基づいて記載が求められているものでございますので、この項目としてはこの数字を載せさせていただいてはおりますけれども、市としては、昨年度、医療的ケア児の受入方針も市として立てていますので、それに基づいて、各学校、保育園、あと児童発達支援センターでガイドラインを整備して、受入れに向けて動いているような形になりますので、ここに記載をしているわけではないのですけれども、別途対応しているという形で御理解いただければと思います。

【委員】 どこに記載されているのですか。別にこれは文句を言っているわけではなくて、もう少しあってもいいなということを思っている。ここに書かれてもいいと思っている。でも、今、市の意見とすると、それは別にないわけではなくて、ちゃんとどこかにありますよという話ですよ、今の課長のお話

は。

【障害福祉課長】 そうですね。

【委員】 それは、ではどこにありますかという。

【障害福祉課長】 医療的ケア児の受入方針で全体の考え方をお示しさせていただいております、それを受けて各施設でガイドラインを定めているといった形になっております。

【委員】 施設。各施設でガイドラインを示すのですか。

【障害福祉課長】 そうです。単位としては、小学校でしたら学校としてのガイドライン、保育園でしたら保育園としてのガイドライン、児童発達支援センターわかき学園だけという形ですので、児童発達支援センターとしてのわかき学園のガイドラインというものをそれぞれ整備して、受入れについて記載しているといった形でございます。

【会長】 恐らく、委員の指摘を私なりに解釈すると、せめて何を見ると書いてあるかが分かると、それこそパブリックコメントも求めるぐらい公にするものなので、せめて何を見ると書いてありますよというのが示されているといいのではないかとおっしゃりたいのかなと解釈したのですが、おおむね合っていますか。

【委員】 はい。

【会長】 そういうことだと、マストではないとは思いますが、御検討いただければと。

【委員】 そう。何なら、今言われているとおり、「各関係施設で細かいガイドラインを策定しております」の一言もあっても逆にいいのではないかなという、こういうことです。

【障害福祉課長】 分かりました。ありがとうございます。

【会長】 そのほか、いかがでしょうか。ごめんなさい。

【管理係長】 事業所への指導というか、虐待等への対応というところもあるかと思うのですが、今日はこちらの障害福祉計画の中では、事業所様への指摘、助言指導というところは、具体的には、質の確保というところで若干触れられている部分ではあるのですが、今、自治体としては、なかなか指導検査を単独で行っているという状況ではないという部分がありまして、東京都が実施するときには共同で行うという部分はあるのですが、ちょっとまだ独自でできていない部分がありますので、どちらかというところ、6年間の障害者計画の中でまたそういったところをどうしていくかというところの記載をしていく部分かなとは考えております。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

関連して、いかがでしょうか。委員、お願いします。

【委員】 27ページのところで、この変更のところではないのですけれども、前の議論も踏まえて多分、基幹相談支援の在り方みたいなのところが出たのかなと思っておりますけれども、ただ、基幹相談支援については、まだイメージがちょっと出ていないので、そこら辺のイメージをお願いできたらなというのと、相談支援専門員の連絡会における個別事例の検討などを通して強化を図っていくというところで、この間の議論だと、自立支援協議会の中に戻していきたいというところがあって、それがこの記載になるのかなと思うのだけれども、そこら辺の確認と、基幹相談支援センターがどういうイメージなのかというのを分かる範囲で教えていただけるとありがたいなと思います。

【管理係長】 基幹相談支援センターを市としてどう設置していくかというところで、まだ具体的にこうしますというものがなくて、方法としては、市の障害福祉課が行っていくという方法と、あと事業所様に委託して実施するところがあります。基本的には、知的・精神・身体3障害に全部対応できるというところが基本にはなりますので、今、市内の事業所様の中で、ですが、3障害に全部対応できるというところがなかなか満たせない部分にはなりますので、そこは、例えば幾つかの事業所が集まって基幹相談支援センターというイメージになるのか、また新たな枠組みというところで考えていくのかというところを、来年度になってしまうかもしれないのですけれども、どう設置するのかというのはこれから検討していければと考えているところです。

相談支援専門員の連絡会を自立支援協議会の中に置くというお話を前回させていただいたかと思うのですけれども、こちらも、部会にするか、事務局として置くかというところがまず1点ありまして、国の示すガイドラインというところでは、部会ではなくて、むしろ事務局的な役割として、その中で市の課題というものを抽出して検討していくという方向性が示されているものになりますので、基本的には事務局に付随するような機関として考えています。

なので、部会としても、基本的には構成員としては相談支援専門員の方が構成員という形で、今の自立支援協議会の委員さんの中にも参画していただいている方が何名かいらっしゃるかと思うのですけれども、その中で、理想としては、基幹相談支援センターとして自立支援協議会を運営していくというところが国で示されているような流れになりますので、その中で相談支援専門員さんの部会に付随して、中心となってやっていく。それで各部会と連携して、最終的には本会で話し合うという流れかなと、ちょっと抽象的な話で申し訳ないですけれども、そういったイメージを持っているところです。

以上です。

【会長】 委員、お願いします。

【委員】 27ページの基幹相談支援センターの設置は、令和6年度、令和7年度で「検討」と書いてあるのに対して、40ページの基幹相談支援センター機能強化事業で「実施」というのは、設置されていないのに強化事業実施というのはちょっとおかしい話なのではないかなと思うのですけれども。

あと、もう1点、地域生活支援事業の中に地域生活支援拠点のことについては何も触れていないのですけれども、これはどうしてですか。お願いします。

【管理係長】 こちらに記載しております地域生活支援事業、基幹相談支援センター機能強化事業というところが、基幹相談支援センターが「基幹相談支援センター等」という形で今記載しているのですけれども、専門職等の配置を行うことで、こちらの強化事業につきましては実施しているという形で、今、市として地域生活支援事業を取り扱っているところになりますので、まだ確かに基幹相談支援センター自体は設置されていないのですけれども、こちらはこういった記載にしているところでございます。

あと、地域生活支援拠点につきましては、地域生活支援事業の中にあるものではありませんので、こちらには記載はしていないところにはなるのですけれども、むしろ先ほどの25ページのところで地域生活支援拠点の設置ということが触れられている箇所になりますので、地域生活支援事業というよりも、障害福祉計画の目標の一つとして地域生活支援拠点の設置を進めるという形で記載しているところです。

【会長】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。委員、お願いします。

【委員】 ちょっと不勉強だからあれなのですけれども、この見込みの数というのは、国の方法、何か計算式とかで出しているという形でいつも出ているのですけれども、結局、そうであっても、本当のニーズとは何なのだろうというのがどうしてもこう出てきているのかなというのは正直、いつも、ほかのところの市の福祉計画とかを見ていてもそうで、例えば、居住系サービス、36ページの自立生活援助は1と書いてあるのですけれども、本当に1なのでしょうかと思ったりするのですよね。入所施設から地域に帰る方たちもいるでしょうし、グループホームから自立、ひとり暮らしということを考える人たちもいるのを掘り起こしていなければ出てこない数だと思うのですよね。あと、そうすることによってグループホームとかはもっともっと広がりが出てきたりすると思いますし、あと、何ページだったかな、重度障害者包括支援とかはゼロになっていますよね。

でも、これは、いろいろ調べたりすると、重度包括を使って強度行動障害の人がひとり暮らししているみたいなケースも、今、数は少ないですけども、そういうケースが世の中に出てきているというところで、これがゼロのままだと、そういう例はないのかなとなって、すごくマイノリティーな数かもしれないけれども、そういうのを掘り起こしていくような、踏み込んでちょっとやっていくような、そういうことも今後、福祉計画を考えるときに、やっていっていただくとありがたいなど。こういうニーズ調査も、悉皆、全員ではなくて抽出なので、余計そういうものは出てこないかなと思ったりするので、今からというのは難しいかもしれませんが、計画を見ているといつもそういうことを感じたので、意見として言わせていただきました。

【会長】 ありがとうございます。

関連して、あるいはそのほかでも、いかがですか。委員、お願いします。

【委員】 よろしく申し上げます。40ページ、③-2、先ほどの基幹相談支援センター機能強化事業のところで、「本市では障害福祉課に精神保健福祉士を配置しています」との記載があります。それから、精神保健福祉士さんはいらっしゃるのだろうけれども、実際にケースで絡んだことはないです。多分、窓口対応とかで業務に追われていると思うのですけれども、何かもったいないなと思って、実際、せっかく資格を持っていらっしゃるのに、バンバンケースに出て行って、窓口などは逆に業務委託か何かでできれば、やっている市などもあると思うのですよね。なので、そういった方法で、せっかくいらっしゃるのであれば、一緒にやりたいなと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。ということですので、ぜひ御検討いただいて。

【委員】 願望ですので、よろしく申し上げます。

【会長】 御検討ください。

いかがでしょうか、委員の皆様。

ボリュームがあるので、この場でというのもなかなか難しいとは思いますが、ただ手続上は、この後は庁内の手続に行くそうなので、もしこの場でお気づきの点があればお寄せいただきたいと思います。いかがでしょうか。

【委員】 変更点以外でもいいですか。

【会長】 お願いします。

【委員】 37ページの、先ほどDVの虐待の話もあつたのですが、そのこの文章の丸の2つ目が多分そこら辺の、定員が増加していますが、質の確保が課題になっていますというところで、これは東京都と連携しながらという形でや

るという書き方になっているのだけれども、これは、もう一つは日中一時支援型は、自立支援協議会の中でも御報告しながら取り組んでいくみたいな感じで書いたほうがいいのではないかなと、明確になるのではないかなと思いました。

それから、その前の35ページの日中活動系のところで、丸の4つ目が、割と今回、具体的に書かれていて、農福連携の取組などは結構これからあるのかなと思うと、すごくいいなと思ったので、これは具体的な事例があるのですかね。そこら辺、もしあったら、参考にしたいし、教えていただけるとありがたいなと思っています。

以上です。

**【管理係長】** こちらの35ページの就労系の記載ですが、こちらは農福連携の取組などというところで、国においても推進されているところではあります。

また、今新たに市内で、就労継続支援B型とか就労移行支援とかというところで、開設を目指されている事業所さんが農福連携に取り組みれるという御相談も今受けているところがありますので、そういった中で、市内でこういったところで続けるというか、始めていけるのかというところをこれから3年間の間に詰めていければと考えています。

**【会長】** そのほか、いかがでしょうか。委員、お願いします。

**【委員】** 別にどこというわけではないのですけれども、第6期の実績というところで、表示の仕方として、この「未実施」というのが、結局事業を実施できていないから未実施。検討がされているのかどうかということ自体は全然どこでも分からない。未検討なのか、何かそういう表示の仕方もあるのか。これは、何かすごく計画的に未実施というのは、少し書き方として適切な言葉ではないじゃないかと思うのですが、検討中、検討もしたことはあるのかないかという話にもなりますし、その辺の言葉としていかななものなのかという、抵抗感をちょっと感じたというところなんです。特にこの未実施という、検討していないのかという話で、「検討中」という言葉になるのか、全く何もしていなかったのではないかと思われるような表示に思えるということで、感想になりますけれども。

以上です。

**【管理係長】** この文言については、いま一度、適切な言葉があるかというのを検討させていただきます。

以上です。

**【会長】** ありがとうございます。

委員、お願いします。

【委員】 今度、報酬改定で就労アセスメントを実施していかなくてはいけないということになると思うのですが、そこら辺の、東久留米市としてはそこはどこが担うのかというのは、ちょっとこの計画に影響はすると思うので、そこら辺はイメージでもいいので、検討していただくとありがたいなと思います。

【管理係長】 今、委員からおっしゃっていただいた就労アセスメントが記載されているのが、32ページの右下の就労選択支援というサービスになります。こちらが令和7年10月から開始する見込みという形になっておりまして、なので令和7年度からの数字という形で記載しております。

こちらは、国のほうでもまだ詳細なところが示されていないという部分がありまして、どういった事業所でそちらを担っていくのかということも、ある程度イメージは載っているのですが、まだ具体的に、どういった事業所さんが受けていくのかということと、あと地域としてどれだけそちらが使える状況になるのかということも不透明な部分でありますので、また具体的な状況が出てきましたら情報提供できればと思うのですが、あまり何か民間の事業所さんで立ち上げるようなイメージではなさそうな形になっております。

既に就労の事業をやっているところ、ちょっと今、すみません、具体的なイメージ、言葉が使えないのですが、民間の事業所で新しく立ち上げるような形ではなさそうなイメージというぐらいしか、今はお答えできないので、申し訳ございません。

【会長】 ありがとうございます。

委員の皆様、いかがでしょうか。

ありがとうございます。それでは、地域自立支援協議会としましては、本内容で第7期障害福祉計画と第3期障害児福祉計画（案）を取りまとめたいと思います。今後は、庁内の手続を経て成案となる見通しとのことですので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは、次第の2、報告事項です。

初めに、就労部会部会長より報告をお願いいたします。

【委員】 就労部会では、遡ること、令和5年8月17日に就労部会を行いまして、そのときの議題というか、話で出たのが、関係機関のネットワークづくりや情報交換を目的にということで、ここにおられる小田部先生の御協力をいただきまして、東久留米市特別支援学校の見学会を令和5年10月25日の午後に開くことにさせていただきました。

当初、就労絡みなので、特別支援学校の卒業後の生徒さんもいらっしゃる

いうところでは、就労継続とか就労移行だけではなくて、生活介護の事業者さんもお声がけができたということもありましたので、市内の福祉関係者、事業所さんにお声がけをさせていただきまして、当初21名ぐらいが参加予定だったのですけれども、いろいろ所用がありまして、15名の方が参加しております。

東久留米特別支援学校も開校して3年になるというところですし、高等部だけの学生さん、また職能開発課といひまして、就労に特化した授業、カリキュラムを進めているというところもありましたので、なかなか東久留米市にありながら、新しい学校もできましたし、地域とのつながりというところもとても必要だろうというところと、関係する施設のほうもすごく興味があるようなお話もありましたので、小田部先生のほうからいろいろと御説明とか、あと2班に分かれまして教室内とか校内を見学等々させていただいております。

なかなか、特別支援学校を見学するということが、福祉関係のほうでも少ないという機会でもありましたので、すごく学校のカリキュラムとか、今のITC、いろいろなものを導入していたりとか、そういったところすごく新鮮で、また刺激になって、とても今の特別支援学校の状況とか、そういったものの学びの場になったという意見が出ております。

本当につながりというか、今後、ネットワークとか福祉関係だけではなく、学校関係とか、いろいろなところで情報交換とか共有をしていきながら、当面は広めていきながら、つながりを持っていけたらいいなと考えております。

また、レジュメにはいろいろな参考とかはありましたけれども、また部会のほうも、地域の情報とか関係機関、あとはまた、話にもありましたけれども、就労支援室とか、もう一度市内の就労機関の仕組みとか機能を、それぞれが事業を理解していながら進めていこうかという話がまとまっております。

以上でございます。

【会長】 委員から。

【委員】 内容がはっきり書かれ過ぎているところがあってというので、ちょっと補足というか、いいですか。

【会長】 委員、お願いします。

【委員】 すみません。学校概要のところ、卒業に必要な在籍年数は一般の高校は3年間以上と書いてあるのですが、一応3年なんです。定時制高校とかがあると4年というので、特別支援学校は3年間なんですけれども、ちょっとこの書き方があれかなと思ったので、すみません。

あともう一つ、今の雇用環境は、終身雇用型から転職を何回か行うのに変わってきているからこそ、このようにやっているのではなく、いろいろな強みを

見つけてほしいとか、そういうことで、もちろん私たちも終身雇用を、転職ありきではないですけれども、場合によってはそういうこともあるかなぐらいの、でも一つのところで働き続けられれば、それはそれでいいという意図でお話しています。ごめんなさい。

あと、CHKというのはちょっと分かりづらいかもしれませんが、これはチャレンジドハウスキーピングという清掃方法で、除菌清掃をする清掃方法になっています。すみません。

あと、補足で一つなんですけど、このところで、実はロジスティクス事業部という流通加工、印刷とかをやるところがあって、エイブルからかなりたくさん印刷をいただきまして、生徒たちは今それを教材としてしっかり印刷させていただいてという、そういう連携が実はこの見学を基にありましたので、御報告させていただきます。

【会長】 ありがとうございます。

部会の方の補足等おありでしたら、お願いします。よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは次に、住みよいまちづくり部会部会長より御報告をお願いいたします。

【委員】 資料4-4、住みよいまちづくり部会の議事録は、議事録を書いたのは私ではないのですけれども、随分やれていなかったもので、久々にやったのですけれども、一応、防災防犯課の担当の方に来ていただきました。前は障害福祉課の方だったので、結構話として、障害のある人たちの防災について話ができかなと思っているのですけれども、その前に、能登半島地震が起きて、本当に防災を考えていかななくてはいけないし、東北や熊本、能登ということで、本当に身近になっているというところでは、障害のある人も含めて、社会的弱者の方たちにとっての防災とは何なのかなというのを改めて考えなければいけないなと思っています。

このときは12月の会議だったのですけれども、一応、この二次避難所についてというところと避難支援ということで大きく話をしたのですけれども、二次避難所についての解釈がなかなかばらばらだった部分があったのですけれども、それはハザードマップへの記載の仕方が年によって変わっていた部分があって、初めて知ったのですけれども、毎年ちょっとずつ修正しているらしいのです。

この二次避難所というのは、指定避難所、小・中学校の体育館がメインで避難所が指定されているのですけれども、そこにまず来て、そこから高齢者とか障害のある人たち、指定避難所ではなかなか過ごせない人たちを二次避難所で

対応していくという感じで、直接二次避難所に来てしまうケースが豪雨のときなどもあったみたいなので、さいわいなどにも結構来ていたという話を聞いていたので、そこら辺はそういう関係性があるのだということを知っておく必要があるかなということと、それでも来てしまう人がいるので、そのときはもう二次避難所ということではなくて、一時的に滞在するというのを想定してもらってもいいのではないかという話がありました。

開設は、本当に市が開設してくださいということで行うということになっていますので、米印にもあるように、二次避難所として指定されている施設に、住民が避難してきたときは、二次避難所としてではなく、それぞれの事業所に委ねるということになっています。

それから、「東久留米市避難行動要支援者避難支援計画」についてなんですけれども、これが災害対策基本法に基づいて、東久留米でも一応対象になる人が約1万2,000人ということで、この人たちに対する避難行動要支援者ということで、個別支援計画をこれから立てていくということになっています。なかなか人数が多いので、各施設に協力してもらいながら作っていききたいという話がありました。

次のページは、それぞれ、要支援者の範囲とか、あと避難支援等関係者ということで、なかなか、私も支援に行ったことがあるのですが、民間が、今回の能登とでもそうですけれども、何か訳の分からないのが入ってきたりとかするので、基本的にはこういうメンバーが中心になるのかなと思っています。だから、民生委員は頑張ってくださいとそのときにも言ったのだけれども、そこら辺は地域の施設も協力しながらやっていけるのかなと思っていますので、そういう意味でも日頃の関係性をどうつくっていくのかということが大事になってきているし、できれば、会議で議論するだけではなくて、各地で、東久留米地域の中で取り組んでいる、それぞれ自治体を中心にやっているところがあるので、そこを見学したりとか、幾つかに分けて、どういう取組ができるのかというのを部会でもできたらいいのではないかなと。

基本的に、障害別で避難訓練というのは、なかなか避難ができないので、その地域にどんな人がいるのかということを知っていきながら、その人たちの障害特性を考えて、どのように対応したらいいのだろうかというのを地域地域で検討していくということが大事になってくるのではないかなと思っていますので、そこを具体的にこれから部会でもできたらいいなという話をしてきました。

ただ、なかなか開催がコロナもあって難しかったのですが、年4回の開催を目指しながら、具体的なことに取り組んでいけたらと思っています。

何か付け加えることありますか。他人事のように……。

【会長】 ありがとうございます。ただいまの御報告について、御質問やその部会の方の補足等があればお願いします。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次第の3、その他ですが、事務局から何かありましたらお願いいたします。

【障害福祉課長】 ございません。

【会長】

では、最後に、次回の日程等、事務連絡を事務局よりお願いいたします。

【障害福祉課長】 次回、第5回の協議会は、3月5日火曜日午後2時から開催を予定してございます。会場も含めまして、開催通知にて改めて御案内させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

【会長】 今回は3月5日ということで、よろしくをお願いいたします。

それでは、本日の議題は全て終了いたしました。円滑な議事進行に御協力いただきまして、また活発な御議論をありがとうございました。追って事務局より議事録の確認があると思いますので、委員の皆様におかれましては確認をよろしくをお願いいたします。

それでは、第4回の協議会を閉じます。どうもありがとうございました。

— 了 —